# 市立札幌啓北商業高校プログラミング講座業務
# 公募型企画競争　提案説明書

令和６年 11 月

札幌市教育委員会学校教育部

1　業務名

市立札幌啓北商業高校プログラミング講座業務

2　業務目的

市立札幌啓北商業高校におけるプログラミングの授業において、商業の見方・考え方を働かせ、プログラミング的思考を含む情報活用能力を育成し、企画立案・アプリケーション開発といった実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、企業活動に有用なプログラムと情報システムの開発に関する課題を創造的に解決する力及び開発に際して主体的かつ協働的に取り組む態度を育成することを目的とする。

3　契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 業務履行期間

契約締結日から令和７年（2025 年）３月 31 日まで

4　契約限度額

3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約は別途設定する予定価格の範囲内で行うものとする。

なお、契約金額には、人件費、プログラム構築費等に係る一切の経費を含むとともに、企画提案により付加された機能など、仕様書に記載はないが実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、本契約金額の中で支出することとする。

5　業務内容

(1)実施場所

市立札幌啓北商業高校（札幌市南区石山１条２丁目 15 番１号）

(2)授業対象者

市立札幌啓北商業高校２年生のうちプログラミングの授業に参加する生徒 40 名。

(3)学習形態

６～７名のグループ学習を想定。

(4)機器環境

市立札幌啓北商業高校の２階マルチメディア教室にある以下のPCを使用する。

使用PC　NEC タイプ Mate&VersaPro　型番 PC-MKN46EZGJ

CPU　12th Gen Intel(R) メモリ　8GB

64ビットOS :Windows10　Enterprise LTSC

(5)実施方法

対面による実施を基本とし、一部オンラインでの実施も可とする。

(6)実施時間

下記授業時間の範囲内で、市立札幌啓北商業高校と相談の上実施すること。

| 日付 | 曜日 | 時間 |
|---|---|---|
| 令和7年1月20日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 1月21日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 1月22日 | 水 | 8：55～ 9：45 |
| 1月27日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 1月28日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 1月29日 | 水 | 8：55～ 9：45 |
| 2月3日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 2月4日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 2月5日 | 水 | 8：55～ 9：45 |
| 2月12日 | 水 | 8：55～ 9：45 |
| 2月17日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 2月18日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 2月19日 | 水 | 8：55～ 9：45 |
| 3月3日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 3月10日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 3月11日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 3月17日 | 月 | 10：55～11：45 |
| 3月18日 | 火 | 13：20～14：10 |
| 3月19日 | 水 | 8：55～ 9：45 |

(7)授業内容

提案内容は、システム開発における上流工程から実際の開発までを体験できるものとし、以下の工程を最低限含むこととする。

① アプリケーションの企画・設計を学ぶ時間

② アプリケーションの企画作成時間

なお、企画作成にあたっては、生徒が複数人の校内や地域内の人材へのヒアリングを行う時間を作り、実在する課題を解決する企画を作成すること。

③ ノーコードツールによるアプリケーション開発時間

なお、開発サポートとして、Google 社の AI「Gemini」を活用することを想定している。

④ 成果物の発表時間

なお、発表にあたっては、ヒアリングの対象者が参加し、開発したアプリケーションを体験し、生徒がフィードバックを得る機会などを作れるように発表方法を工夫すること。

6 企画提案を求める項目

(1) 業務遂行体制

ア 会社概要

イ 人員配置及び業務分担

(2) プログラミング講座内容

ア 上記５(5)の授業時間に対するプログラミング講座の全体計画

イ 上記５(6)①～④それぞれにかかる具体的な内容

(3) 独自提案

本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するための創意工夫が図られた提案

(4) 想定経費

「想定経費内訳書」により、人件費、需用費、旅費等の細目ごとの詳細を積算の根拠が分かる形で記載すること。

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例７条第１項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

８　参加手続きに関する事項

(1) 日程

| | |
|---|---|
| ア　企画提案の告示 | 令和６年11月28日（木） |
| イ　質問書の提出期限 | 令和６年12月６日（金）17時必着 |
| ウ　企画提案参加意思確認書の提出期限 | 令和６年12月11日（水）17時必着 |
| エ　参加資格の確認 | 令和６年12月13日（金） |
| オ　企画提案書の提出期限 | 令和６年12月17日（火）17時必着 |
| カ　書類審査（参加者が６者以上の場合） | 令和６年12月18日（水） |
| キ　ヒアリング審査 | 令和６年12月23日（月） |
| ク　選考結果の通知 | 令和６年12月下旬 |
| ケ　契約締結 | 令和６年12月下旬 |

(2) 提出書類

下記提出書類は紙媒体で提出することとし、企画提案書等の提出期限までに担当部局へ提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

ア　企画提案参加意思確認書（企画提案様式２号）

イ　企画提案書等

(ｱ) 企画提案申込書（企画提案様式３号）１部

(ｲ) 企画提案書　９部（正本１部、副本８部）

・Ａ４判片面、表紙と目次を含め 20 ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

・正本１部にのみ、提案事業者名、所在地、代表者、総括責任者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

(ｳ) 業務実施体制及び過去の業務実績（企画提案様式４号）　９部

ウ　想定経費内訳書　９部（自由様式。人件費や需用費、旅費等の細目ごとの詳細を積算の根拠が分かる形で記載し、企画提案書の最終ページに添付すること。）

(3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限までに質問書（企画提案様式１号）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は随時、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載する（質問者名は公表しない）。

9　選定方法

「市立札幌啓北商業高校プログラミング講座業務に係る企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）の審査において、別紙「評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 参加資格の確認

参加資格については「７　参加資格要件」に基づき確認を行う。

(2) 書類審査

企画提案者が６者以上となった場合は、提出された企画提案書に基づき、実施委員会による書類審査のうえ、ヒアリング実施候補者を５者まで絞る。

(3) 書類審査結果の通知方法

審査結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

(4) ヒアリング審査

参加資格を確認した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

出席者は総括責任者を含む最大３名までとする。

ヒアリングは１企画提案者当たり 40 分（説明 20 分、質疑 20 分※機器の設置及

び撤収時間を含む）程度を想定し、企画提案書の提出順に個別に行う（ヒアリング審査の対象者数等により、１企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性あり）。

ヒアリング審査においては、別紙「評価基準表」のすべての審査項目に基づき評価を行い、最高点を獲得した企画提案者を契約候補者とする。

最高点を獲得した企画提案者が複数となった場合、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

企画提案者が１者の場合、ヒアリング審査において実施委員会が定める最低評価基準点（満点の６割）を満たす場合のみ契約候補者として選定し、最低評価基準を満たさない場合は再度公募を実施する。

なお、ヒアリング審査時にプロジェクターを使用したい場合は、ヒアリング審査の３開庁日前までに札幌市へその旨申し出ること。

ただし、インターネット利用環境やパソコン等のプロジェクター以外の機材の貸出は行わないため、企画提案者において準備すること。

また、企画提案者が準備するプロジェクターを使用することも差し支えない。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

(6) 契約

本業務の委託契約は上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とし、手続きについては札幌市契約規則による。

契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

契約条件等に関しては、別紙２の役務契約約款によるほか、業務内容の詳細については企画提案された内容を踏まえ、札幌市と契約候補者の協議により決定する。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

10　参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候

補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

11　失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定める内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

12　参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13　評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14　著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

15　その他留意事項

(1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

16　問合せ先（担当部局）

〒060-0062　札幌市中央区北２条西２丁目　　STV 北 2 条ビル３階

札幌市教育委員会学校教育部学びのプロジェクト担当課　糸川

TEL：(011) 211-3851　FAX：(011) 231-3852

メールアドレス：ichiritsukoukou@city.sapporo.jp